

上厚真市街地道路網及び空き地・空き家・空き店舗利活用基本計画策定業務
公募型プロポーザル評価要領

1 評価要領の位置づけ

この評価要領は、「ゼロカーボン・ビレッジ事業及び上厚真市街地道路網整備事業、上厚真市街地空き地・空き家・空き店舗利活用事業に係る業務受託者選考委員会（以下「選考委員会」という。）」が、基本計画業務委託の受託者を選考するための審査方法及び審査基準等を示すものである。

2 プロポーザル提出者の選定方法

- (1) プロポーザル提出者の選定は、本要領に基づき、選考委員会の審議により選定する。
- (2) 評価項目及び配点は、以下のとおりとする。

審査項目	配点
1次審査（書類審査）	-
2次審査（プレゼンテーション）	100

- (3) 評価点の最も高い参加者（総配点の6割以上の得点があった参加者に限る。）に優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は次点の参加者と交渉を行う。
- (4) 提案書の採点は、評価項目ごとに選考委員が行い、6名の選考委員が採点した点数の合計とする。
- (5) 技術提案書の評価は、その内容についてのプレゼンテーションの結果を含めて評価する。

3 審査項目及び配点基準の詳細

2次審査（プレゼンテーション）の審査内容及び配点基準は、別添「技術提案審査評価基準表」のとおりとする。